



立教大学

立教税理士会寄附講座 企画講座3「租税と税理士制度」

平成30年 10月15日 第4回

所得控除の基礎
～ふるさと納税を中心に～

担当 : 永田裕哉

I 自己紹介

- 永田裕哉(1986年10月4日生まれ)
- 2005年 立教新座高等学校 卒業
- 2009年 立教大学経済学部会計ファイナンス学科 卒業
大学3年の秋より、税理士試験の勉強(簿記3級レベルから)
- 2010年 立教大学大学院経済学研究科 修了
修了時には、税理士試験2科目取得(簿記・財務諸表)
- 2010年9月～2014年7月 大手税理士法人に勤務
勤務しながら、残りの試験を合格
- 2014年8月 独立開業
- 現在に至る。

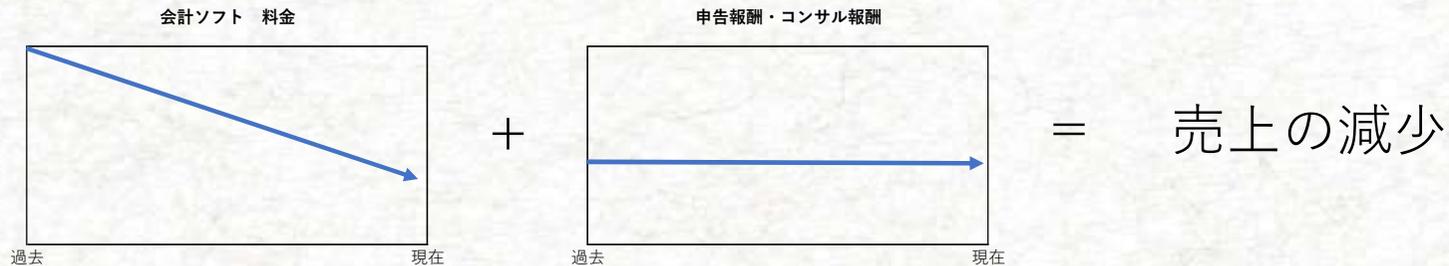
Ⅱ 税理士の魅力

- ・ 勤務時代
 - ① 大手の事務所にいたので、有名な企業の決算申告書を作成する事が出来、面白かった。
 - ② 今まで勉強してきた事が給与としてもらえる事に、苦勞が報われた。
 - ③ 23歳の新人である自分と、会社のオーナーと対等に会話出来る事に優越感があった。

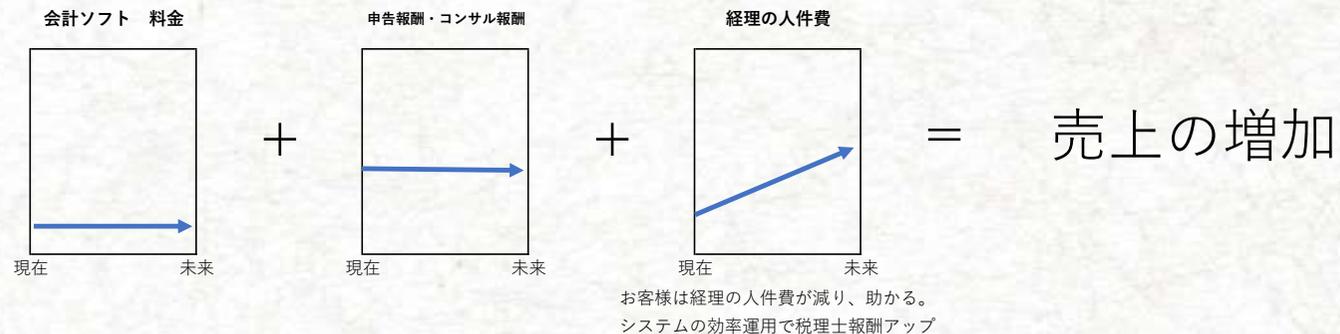
- ・ 独立開業後
 - ① 税理士業務の楽しみが分かった。自分の判断でお客様の今後は左右するような場面に出くわす事が出来る(相続とか)。
 - ② 色々な業種の方々と付き合いが出来、お財布事情も把握する必要があるため、色々な仕事について、疑似体験しながら、考える機会が増えた。
 - ③ 時間が自由であるため、繁忙期を除けば、平日にジムに行ったり出来る。
 - ④ 自分も経営者になるため、経営者の気持ちが分かるようになった。

Ⅱ 税理士の魅力

【 過去 ～ 現在 】



【 未来 】



経理の方の給与25%を税理士へ ⇒ 4社処理で1人分の給与

⇒ 30社処理で7.5人分の給与

皆さんのお父さんお母さん(税理士の平均年齢高い)にスマホ操作で負けますか？

⇒勝てる人こそ、税理士はチャンス有！

Ⅲ 所得税の課税体系のおさらい

$$\textcircled{1} \text{ 収入金額} \triangle (\text{必要経費} + \text{損失}) = \text{所得金額}$$

$$\textcircled{2} \text{ 所得金額} \triangle \text{所得控除}(\text{基礎控除}38\text{万円}) = \text{課税所得}$$

$$\textcircled{2} \text{ 課税所得} \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

Ⅲ－① 所得税の課税体系のおさらい

① 収入金額 △ (必要経費+損失) = 所得金額

種類	内容		計算方法	
①利子所得	預貯金・国債などの利子の所得		収入金額＝所得金額	
②配当所得	株式や出資の配当などの所得		収入金額－株式などを取得するための借入金の利子	
③不動産所得	土地や建物を貸している場合の所得		総収入金額－必要経費	
④事業所得	商工業・農業などの事業をしている場合の所得		総収入金額－必要経費	
⑤給与所得	給料・賃金・ボーナスなどの所得		収入金額－給与所得控除額又は特定支出	
⑥退職所得	退職金・一時恩給などの所得		(収入金額－退職所得控除額)×1/2	
⑦山林所得	山林の立木を売った場合の所得		総収入金額－必要経費－特別控除額(※注1)	
⑧譲渡所得	総合課税	事業用の車などを売った場合	所有期間5年以下	総収入金額－取得費－特別控除額(※注1)
			所有期間5年超	総収入金額－取得費－特別控除額(※注1) 譲渡費用
	分離課税	土地や建物などを売った場合	所有期間5年以下	総収入金額－取得費－特別控除額(※注2)
			所有期間5年超	総収入金額－取得費－特別控除額(※注2) 譲渡費用
			申告分離課税	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)
⑨一時所得	生命保険の満期一時金・立退料など一時的な所得		(総収入金額－収入を得るために－特別控除額(※注1))×1/2 支出した費用	
⑩雑所得	公的年金等・生命保険契約等に基づく年金など①～⑨以外の所得		総収入額－必要経費又は公的年金等控除額	

※注1：特別控除は50万円限度。※注2：取用等、居住用財産の譲渡等の特別控除あり。

出典：日税連「やさしい税金教室」平成26年度版

Ⅲ－① 所得税の課税体系のおさらい

⑤ 給与所得

$$\text{額面の給与額} \triangle \text{給与所得控除} = \text{給与所得金額}$$

2018年分の給与所得控除

180万円以下収入金額 × 40% (65万円に満たない場合には65万円)
180万円超～360万円以下収入金額 × 30% + 18万円
360万円超～660万円以下収入金額 × 20% + 54万円
660万円超～1000万円以下収入金額 × 10% + 120万円
1000万円超220万円(上限)

例: 額面給与額 500万円の場合

$$5,000,000\text{円} \times 20\% + 54\text{万円} = 1,540,000\text{円}$$

$$5,000,000\text{円} \triangle 1,540,000\text{円} = 3,460,000\text{円} \cdots \text{課税所得}$$

$$3,460,000\text{円} (\text{課税所得}) \triangle \text{所得控除} = \underline{\text{課税所得}} \times \underline{\text{税率}} = \text{所得税}$$

Ⅲ－③ 所得税の課税体系のおさらい

- 個人所得税の税率

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円



Ⅲ－② 所得税の課税体系のおさらい

種類	内容
①雑損控除	災害や盗難、横領によって住宅や家財などが損害を受けた場合
②医療費控除	一定金額以上の医療費がある場合
③社会保険料控除	健康保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・労働保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金・厚生年金保険料
④小規模共済等掛金控除	小規模共済掛金・確定拠出年金の掛金・心身障害者扶養共済掛金
⑤生命保険料控除	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料
⑥地震保険料控除	損害保険のうち地震等損害部分の保険料
⑦寄付金控除	国に対する寄付・ふるさと納税・社会福祉法人に対する寄付・公益法人に対する寄付・認定NPO法人等に対する寄付等
⑧寡婦・寡夫控除	寡婦・寡夫である場合(27万円or35万円)
⑨勤労学生控除	勤労学生である場合(合計所得金額が65万円より多い場合や勤労によらない所得が10万円より多い場合は控除不可)
⑩障害者控除所	本人や控除対象配偶者・扶養親族が障害者や特別障害者である場合(27万円or40万円or75万円)
⑪配偶者(特別)控除	控除対象配偶者(38万円or48万円)、控除対象配偶者でない場合、配偶者の合計所得金額が76万円未満である場合
⑫扶養控除	控除対象扶養親族(平成28年においては平成13年1月以前に生まれた方・年齢16歳以上)38万円・特定扶養親族(19歳以上23歳未満)63万円・老人扶養親族48万円・同居老親等58万円
⑬基礎控除	全ての方38万円

IV 所得控除

$$\textcircled{2} \text{ 所得金額} \triangle \text{ 所得控除 (基礎控除38万円} + \alpha) = \text{課税所得}$$

所得金額については、

給与であれば、給与額 \triangle 給与所得控除

年金であれば、年金額 \triangle 年金の所得控除

等、納税者による調整無しで、所得金額まで行ってしまふ。

※個人事業主の事業所得は必要経費で調整できますが・・・

納税者の意思により税金を安くする場合には「所得控除」をうまく活用する必要があります！



IV 所得控除

① 雑損控除

災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを雑損控除といいます。

適用される場合とは : (1) 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
(2) 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
(3) 害虫などの生物による異常な災害
(4) 盗難
(5) 横領
※ 詐欺や恐喝の場合には、雑損控除は受けられません。

控除額の計算方法 : 次の二つのうちいずれか多い方の金額です。
(1) (差引損失額)-(総所得金額等)×10%
(2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円

② 医療費控除

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

控除額の計算方法 : 医療費控除の金額は、次の式で計算した金額(最高で200万円)です。
(実際に支払った医療費の合計額-(1)の金額)-(2)の金額

- (1) 保険金などで補填される金額
(例) 入院費給付金や高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など
- (2) 10万円



IV 所得控除

③ 社会保険料控除

納税者が自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額について所得控除を受けることができます。これを社会保険料控除といいます。

控除できる金額は、その年に実際に支払った金額又は給与や公的年金から差し引かれた金額の全額です。

対象となる控除 : ① 健康保険、国民年金、厚生年金保険及び船員保険の保険料で被保険者として負担するもの
② 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料
④ 介護保険法の規定による介護保険料
⑤ 雇用保険の被保険者として負担する労働保険料
⑥ 存続国民年金基金の加入員として負担する掛金
その他

④ 小規模企業共済掛金控除

納税者が小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等を支払った場合には、その掛金の所得控除が受けられます。これを小規模企業共済等掛金控除といいます。

控除となる掛金 : ① 小規模企業共済法の規定によって独立行政法人中小企業基盤整備機構と結んだ共済契約の掛金
② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金
③ 地方公共団体が実施する、いわゆる心身障害者扶養共済制度の掛金

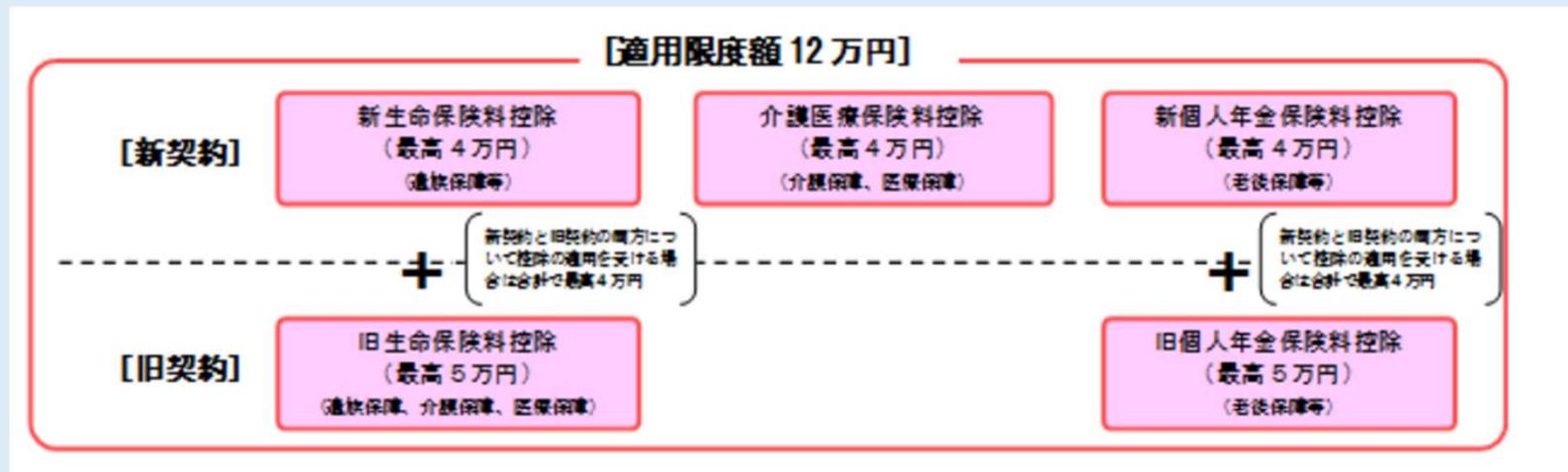
IV 所得控除

⑤ 生命保険料控除 ⑥ 地震保険料控除

生命保険料控除

納税者が生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを生命保険料控除といいます。

計算方法 限度額 10万円～12万円



地震保険料控除

納税者が特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを地震保険料控除といいます。

控除限度額 5万円

IV 所得控除

④ 寄付金控除

納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、所得控除を受けることができます。これを寄附金控除といいます。なお、政治活動に関する寄附金、認定NPO法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、税額控除を選択することができます。

控除額 : 次のいずれか低い金額 - 2千円 = 寄附金控除額
イ その年に支出した特定寄附金の額の合計額
ロ その年の総所得金額等の40%相当額

⇒ ふるさと納税 【 所得税 】 ⇒ 所得控除
【 住民税 】 ⇒ 税額控除(10%)
【 住民税 】 ⇒ 特別税額控除

によって、限度額の枠内であれば、「寄付額△2000円」が全額控除

IV 所得控除

⑧ 寡婦・寡夫控除

一般の寡婦とは、納税者本人が、原則としてその年の12月31日の現況で、次のいずれかに当てはまる人です。・・・27万円

(1) 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない人、又は夫の生死が明らかでない一定の人で、扶養親族がいる人又は生計を一にする子がいる人です。この場合の子は、総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人に限られます。

(2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人です。この場合は、扶養親族などの要件はありません。

(注)「夫」とは、民法上の婚姻関係をいいます。

控除額 : 27万円

一般の寡婦に該当する人が次の要件の全てを満たすときは、特別の寡婦に該当します。

(1) 夫と死別し又は夫と離婚した後婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない一定の人

(2) 扶養親族である子がいる人

(3) 合計所得金額が500万円以下であること。

控除額 : 35万円

IV 所得控除

⑨ 勤労学生控除

納税者自身が勤労学生であるときは、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを勤労学生控除といいます。

控除額 : 27万円

控除の対象 : 勤労学生とは、その年の12月31日の現況で、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。

- (1) 給与所得などの勤労による所得があること
- (2) 合計所得金額が65万円以下で、しかも(1)の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下であること
- (3) 学校の学生、生徒であること

⑩ 障害者控除

納税者自身、同一生計配偶者又は扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを障害者控除といいます。

なお、障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

控除額 : 障害者 27万円
特別障害者 40万円
同居特別障害者 75万円

- 障害者とは :
- (1) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
この人は、特別障害者になります。
 - (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的障害者と判定された人このうち重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
 - (3) その他



IV 所得控除

⑪ 配偶者（特別）控除

配偶者控除

控除額は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額、及び控除対象配偶者の年齢により次の表のとおりになります。

※老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人をいいます。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者（※）
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

配偶者特別控除

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の 合計所得 金額	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

IV 所得控除

⑫ 扶養控除

扶養控除の対象者

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族（※1）		38万円
特定扶養親族（※2）		63万円
老人扶養親族（※3）	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等（※4）	58万円

※1 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいいます。

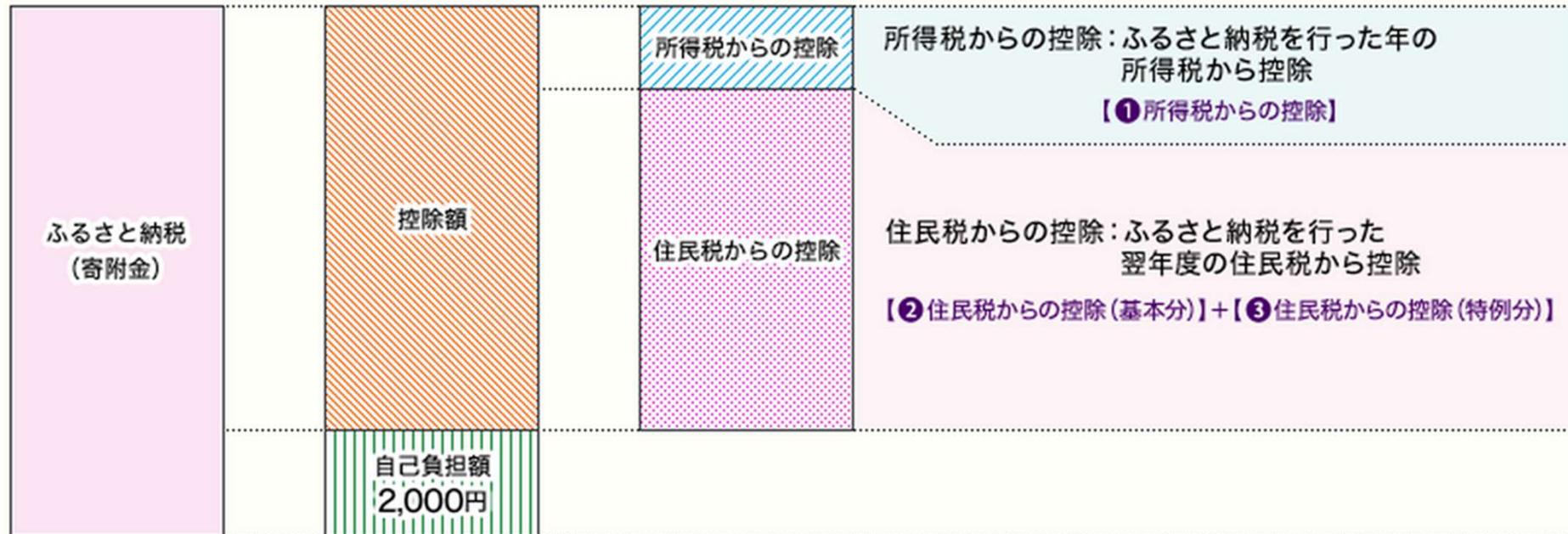
※2 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人をいいます。

※3 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人をいいます。

※4 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系の尊属（父母・祖父母など）で、納税者又はその配偶者と普段同居している人をいいます。

※5 同居老親等の「同居」については、病気の治療のため入院していることにより納税者等と別居している場合は、その期間が結果として1年以上といった長期にわたるような場合であっても、同居に該当するものとして取り扱って差し支えありません。ただし、老人ホーム等へ入所している場合には、その老人ホームが居所となり、同居しているとはいえません。

V ふるさと納税



ふるさと納税額(限度額内) △2000円 = 控除額

所得税 = 控除額 × (所得税率)

住民税 = 控除額 × 10%

住民税 = 控除額 × (90% △所得税率)

⇒ 全額控除という事になります。

IV 所得控除

給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成					
	独身又は共働き	夫婦又は共働き	共働き	夫婦	共働き	夫婦
	(寄附者本人)	子1人	子1人(大学生)	子1人	子2人	子2人
		(高校生)		(高校生)	(大学生と高校生)	(大学生と高校生)
300万円	28,000円	19,000円	15,000円	11,000円	7,000円	-
350万円	34,000円	26,000円	22,000円	18,000円	13,000円	5,000円
400万円	42,000円	33,000円	29,000円	25,000円	21,000円	12,000円
450万円	52,000円	41,000円	37,000円	33,000円	28,000円	20,000円
500万円	61,000円	49,000円	44,000円	40,000円	36,000円	28,000円
600万円	77,000円	69,000円	66,000円	60,000円	57,000円	43,000円
700万円	108,000円	86,000円	83,000円	78,000円	75,000円	66,000円
800万円	129,000円	120,000円	116,000円	110,000円	107,000円	85,000円
900万円	151,000円	141,000円	138,000円	132,000円	128,000円	119,000円
1000万円	176,000円	166,000円	163,000円	157,000円	153,000円	144,000円
1200万円	242,000円	232,000円	229,000円	222,000円	219,000円	200,000円
1400万円	355,000円	343,000円	339,000円	331,000円	277,000円	267,000円
1600万円	424,000円	412,000円	408,000円	400,000円	396,000円	384,000円
1800万円	493,000円	481,000円	477,000円	469,000円	465,000円	453,000円
2000万円	564,000円	552,000円	548,000円	540,000円	536,000円	524,000円

IV 所得控除

ふるさと納税の例 : 納税額 120,000円だと ビール288本

コンビニで買うと一本200円として 57,000円

⇒ 返礼率 48%



アサヒ スーパードライ 350ml×1ケース24本 ビール

福岡県飯塚市

洗練されたクリアな味、辛口。さらりとした口あたり シャープなのごし

★★★★★ 5.0 (2)

寄付金額 **10,000円**

 **カートに入れる**

 お気に入りに登録

※画像はイメージです。
※注意事項をご確認ください。